

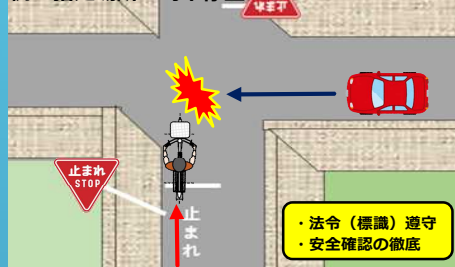
16歳になる、みなさんへ これからの自転車利用方法について

みなさんは進学などで、自転車の利用が多くなる年頃です。
これからは大人と同じ自転車の乗り方が求められます。
次のことに気をつけて、安全に自転車を利用してください。

自転車特有の交通事故に注意！

出会い頭事故

例：指定場所一時不停止



左折巻き込み事故



ながら運転の禁止



スマホを見ながらの運転は、周囲に注意を払えない

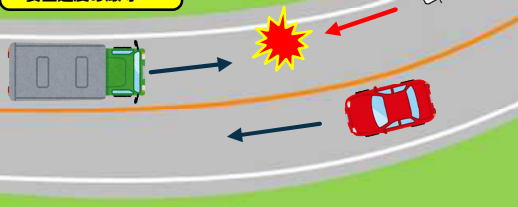
傘を差しながらの運転は、安定せず、前が見えない



2人乗りはバランスを崩しやすく、非常に危険

右側通行の事故

・右側通行の禁止
・安全速度の厳守



歩道通行時の事故



ヘルメットは
必ず着用

自転車の違反でも反則切符が適用になります！ ～ 16歳から対象です ～

- ・道路交通法が改正され、令和8年4月1日から自転車の交通違反でも、反則切符が適用されます。
- ・違反をして反則切符が交付されると、反則金を納付することになります。
(対象になる自転車の交通違反と反則金は裏面をご確認ください。)

事故に備えて自転車保険に加入しましょう！

- ・群馬県内で自転車に乗る方は、自転車保険に加入しなければなりません。未成年は、その保護者に加入が義務づけられています。
- ・ご家族に自転車保険の加入状況を確認して保険に加入をしていなければ、必ず加入しましょう。



自転車事故の高額賠償事例

9,521万円

(平成25年7月、神戸地方裁判所)



自転車交通違反の反則金

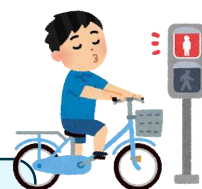
以下は、令和8年4月1日から適用される自転車交通違反の反則金です。

対象になる交通違反は、113種類あるため、主要な違反を抜粋しました。

主な自転車の交通違反と反則金（令和8年4月1日～）



携帯電話を使用しながら自転車を運転する行為
違反名：携帯電話使用等（保持）
反則金：12,000円



自転車で信号無視をする行為
違反名：信号無視
反則金：6,000円

自転車で道路右側を通行したり、歩道を走行する行為
違反名：通行区分違反
反則金：6,000円



一時停止をしないで交差点に進入
違反名：指定場所一時不停止等
反則金：5,000円

傘差し運転やイヤホンで周囲の音が聞こえないような状態で自転車を運転するなど、群馬県の公安委員会で定められた遵守事項に違反をした場合
違反名：公安委員会遵守事項違反
反則金：5,000円

横断歩道を横断中の歩行者を妨害する行為
違反名：横断歩行者等妨害等
反則金：6,000円

夜間、自転車を無灯火で走行する行為
違反名：夜間のライト点灯義務違反
反則金：5,000円

自転車で並進する行為
違反名：並進禁止違反
反則金：3,000円

自転車で2人乗りをする行為
違反名：軽車両乗車積載制限違反
反則金：3,000円

交通反則通告制度とは

運転者がした一定の道路交通法違反につき、違反者が警察の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない制度。

【反則通告制度の流れ】

